

西山風力合同会社「（仮称）西山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和7年7月16日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）西山風力発電事業環境影響評価準備書」について、西山風力合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、新潟県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

場 所：新潟県柏崎市及び出雲崎町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：69,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年7月16日
環境大臣意見受理	令和2年10月1日
経済産業大臣意見発出	令和2年10月7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年1月21日
住民意見の概要等受理	令和3年3月30日
新潟県知事意見受理	令和3年6月28日
経済産業大臣勧告発出	令和3年7月15日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和6年10月24日
住民意見の概要等受理	令和7年1月9日
新潟県知事意見受理	令和7年5月12日
環境大臣意見受理	令和7年5月16日
経済産業大臣勧告発出	令和7年7月16日

問合せ先：電力安全課 小西、木全
電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行った上で、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等の関係者に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居、福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、本事業の実施により、工事中においては、工事用資材等の搬出入に伴う騒音は最大で13 dB、建設機械の稼働に伴う騒音は最大で10 dBの増加、稼働後においては、風力発電設備の稼働に伴う騒音は最大で6 dBの増加と、それぞれ参考とした環境基準等は満足するものの、いずれも現況よりも騒音レベルが増加する予測結果となっている。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な説明を実施するとともに、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ及び準絶滅危惧種に分類されているハチクマのペアによる営巣及び繁殖が複数確認されており、特に1号機及び12号機の風力発電設備については、本事業者が予測するサシバの営巣中心域内に位置しているほか、他の風力発電設備設置予定箇所においてもサシバ及びハチクマの飛翔が高い頻度で確認されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺はガン・カモ類、猛禽類等の渡りルートとなっており、対象事業実施区域の周辺にはガン・カモ類及びハクチョウ類の集結地も確認されている。

これらのことから、本事業の実施により、繁殖への影響、風力発電設備への衝突及び移動の阻害等による鳥類等への重大な影響が懸念されるため、本事業の実施による鳥類等への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 1号機及び12号機の風力発電設備がサシバの営巣中心域内に存在していること並びに対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ及びハチクマの多数の飛翔が確認されており、6号機、7号機、8号機、11号機及び12号機の年間予測衝突数が相対的に高くなっていることから、専門家等の助言を踏まえ、サシバ及びハチクマの営巣地から可能な限り離隔を確保する等の風力発電設備の配置の変更及びブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を検討し、適切に事業計画に反映すること。

イ サシバ及びハチクマの繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中に繁殖状況のモニタリングを実施し、繁殖影響を回避し、低減するため、必要に応じて、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。また、サシバ及びハチクマの飛翔状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 鳥類の風力発電設備への衝突及び移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類及び渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、衝突検知システム、ブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡・調整を行うとともに、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救

命への協力を行うこと。

(3) 土地の改変に係る影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により土工量が多くなっていることから、これらの設計及び工法に関して、更に詳細な検討を行い、土地の改変を可能な限り減らし、切土量及び盛土量の少量化を図るとともに、土地の安定性を確保すること。また、やむを得ず大きな改変を行う場合においては、風車ヤード及び道路を含む改変区域からの濁水の発生防止並びに土砂の流出について検討し、必要な対策を講ずること。さらに、盛土量の少量化を図ったことにより残土が発生する場合については、対象事業実施区域内での土捨場の設置による処分を優先せず、対象事業実施区域外に搬出し、再利用を図ることを検討すること。

また、対象事業実施区域の周辺には、湧水及び地下水の取水地点が存在していることから、対象事業実施区域の周辺における湧水及び地下水の利用状況の把握に努めるとともに、今後の事業計画の検討の際に地下水位に影響が無いよう留意すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響

対象事業実施区域付近に「西山自然体験交流施設 ゆうぎ」が立地しており、工事の実施及び風車の稼働に伴い、利用者への影響が懸念される。関係者等との協議も含め、利用状況及び活動内容を十分に把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。